

伯耆町岸本赤十字奉仕団規程

(目 的)

第1条 本団は、赤十字の人道と博愛の精神に基づき、すべての人々のしあわせを願い、明るく住みよい社会を築きあげていくために、陰の力となって、人々に奉仕するものとする。

(運営の基本)

第2条 本団は、赤十字奉仕団規則及び本規程の定めるところに基づいて運営する。

(事務所)

第3条 本団の事務所は、伯耆町社会福祉協議会に置く。

(奉仕活動)

第4条 本団は、第1条の目的を達成するため、次の奉仕活動を行う。

1. 災害救護に関する各種事業への奉仕
2. 保健衛生等に関する各種事業への奉仕
3. 青少年赤十字の普及、育成に関する奉仕
4. 社会福祉施設及び援護を要する者への奉仕
5. 日本赤十字社鳥取県支部からの要請に基づく活動の奉仕
6. その他、赤十字の理想を達成するための奉仕

(組 織)

第5条 本団は、伯耆町内の居住者であって、本団の活動に深い理解を有する社員及び篤志者（以下「団長」という。）をもって組織する。

(2) 支部長が必要と認めるときは、分団を置くことが出来るものとする。

(役 員)

第6条 本団に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 2名 委員 若干名

(2) 委員長、副委員長、委員は、団員のなかから選出する。

(役員の仕事)

第7条 委員長は、本団を代表し、その業務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長をたすけ、委員長に事故あるときは、委員長の指名する副委員長が、その職務を代行する。

(3) 委員は、本団の運営に参画し、その業務の執行にあたる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(2) 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第9条 本団に顧問を置き、委員長が委嘱する。

(2) 顧問は、委員長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

(登 録)

第10条 団員の加入申込みは、所定の登録名簿に記入、捺印するものとする。

(2) 委員長は、団員名簿を作成し、支部長に報告するものとする。

(退 団)

第11条 団員は、いつでも退団することができる。

(2) 団員は、次の各号の1に該当するときは、これを除籍する。

- イ、死亡したとき
- ロ、他の地域へ転出したとき
- ハ、長期間奉仕活動に参加しなくなったとき
- ニ、委員会において、除籍の決定がなされたとき

(奉仕団の標識の着用)

第12条 団員が奉仕作業するときは、所定の奉仕団標識をつけるものとする。

(団費)

第13条 団費は、原則として徴収しない。但し、本団の運営上やむを得ない経費を必要とするときは、団費を徴収することがある。

(経費)

第14条 本団の経費は、支部交付金、寄附金、その他の収入をもって支弁する。

(2) 本団の会計は、毎年毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終る。

附 則

この準則は、平成17年4月1日から施行する。